

の式部大輔達て奉願、何とぞ城主の格に被仰付候様に仕度旨相願候處、御聞届被下三の一、五萬石被下置候。か様の趣も御座候。此度私事加判の列にも罷在、此儀不奉願候はでは、天下のあざけりも受可申候。幾重にも御聞届被下候様にと、再往御申上にて如此被仰付候由。

亂心にて實子有之候へば勿論の儀、遺書に養子願置候へば、家督相續被仰付候。實子無之、養子願の遺書無之時は、其頭願次第被仰付候。其例兩人有之如左。

米津出羽守組 根岸七郎兵衛

享保十年乙巳五月亂心にて自害相果候。

右出羽守奉願跡式無相違被下置候。當時權兵衛より申候。

藤室肥後守組 木村 藤助

享保二十年乙卯自害相果候。

右光格を以て肥後守奉願跡式無相違被下置萬五郎と申候。此後亂心の者跡式外へ障儀無之候へば、番頭相願跡目無相違被仰付候例に罷成候。

一、十一月朔日姫路へ白川の城主松平大和守殿所替被仰

付、白川へ高田城主松平越中守殿所替、高田へ榊原小平太殿所替被仰付候。

一、式部不行狀、近年淫亂にて堺町野良を寵愛し、日夜唯其風俗に似せられ、常に堺町のみへ被參候。然處其寵愛の野郎を富有之町人受出し、式部存寄の通に不罷成候。夫より吉原へ被參、遊女の内高雄と申を寵愛し、毎日吉原へ不被參事は無之に付、家老共申合、高雄を受出し側に置候方、増にて可有之由に付、金千五百兩に請出し候處、爲迎家老の内一人指遣、跡乘に申付、爲路次警固大手御番の時、合紋爲致着用候足輕數十人相添、白晝に居邸迄引取申候。此事世上無隠色々風説有之候。終達上聞、當春御老中松平左近將監殿宅へ家老被相招、式部事家柄と申有間敷仕形、如何の儀に遊女を受出し候や、露顯の上に付御聞届候旨被相尋候處、家老申候は、成程其儀は風説の通に紛無御座候。但是に仔細有之事に御座候。如御存式部大輔事は至て小身者に候處、本家に無子近年養子に罷成候。然處乳母有之、其乳母の娘有之候處、卑賤至極に付其娘幼少の時、乞食にとらせ候由。然處其娘吉原に遊女致し罷在候旨相知り、ひたす

ら嘆候に付、爲乳母受出しとらせ申候。全く遊樂のために仕候事には無御座旨陳じ、左様の筋にも候へば格別の儀に候旨にて、一旦の御詰問を申遁れ罷歸候。其上にて當四月交代、御暇も如例被仰出候。右高雄は先達て姫路へ遣し置候。其後於姫路も淫亂耳にて、鷹野の時分百姓の娘目に入候て被呼出候處、其百姓合點不仕候。依之或時鐵炮にて其父を打殺し被申候。其百姓の子大阪へ罷出、段々其趣を書記し目安箱へ入置候。此目安主附御目付箱 生下野守殿被相助候。か様の事共相聞候て、當八月式部をち能勢因幡守殿・織田淡路守殿等を、左近將監殿宅へ被招御直談にて、式部段々不行跡各御承知、其分に被致候は如何の儀、急度異見をも被加、幾重にも可被申談事と有之候處、因幡守殿には一向不存旨被申候。左近將監殿散々立服、是程の事を不存と有之儀は難心得候。若し又實に不被存候へば、彌不興の事と有之候。退出以後姫路へ兩人より使者に書狀を添へ、在國中急度被相慎可然と被申達候處、一圓取合も無之、數日返答も無之に付使者申候は、大切至極の御使を承り罷越候處、御取上げも無之、御返書も御渡無之候。此分にては難罷歸旨申入候處、對面の上に被申候

は、我等事至て小身に候處、十五萬石の本家致相續候へば、思出に遊樂も仕事世上に露顯の筈に候。江戸御城下にてさへ右の趣に候へば、況や國元にて思様に不遊候はでは、不叶儀に候杯と被申、更に返答は無之候に付、畢竟御返答は如何相心得可申やと申候所、宜しく相心得申候へば事濟候と迄被申、無是非罷歸、其段兩人衆へ申入候處、其後以奉書早速來府可有之旨申來、十月十一日夕江戸神田の邸へ參着、十三日隠居被仰付候。七歳 小平太實年三歳官年六歳の旨。神田邸は被召上、池端の邸へ引移被申候。不行狀の事種々風説有之候へ共省之。

一、松平隱岐守家中の騒動

十五萬石松山城主松平隱岐守殿定喬、當秋家中騒家老以下諸士二派に罷成候處、左の通り仕置被申付、一先事濟候由。

三千石

家老 奥平久兵衛

二千石

家老 服部源左衛門

右役儀取放閉門

千八百石

家老 遠山三郎左衛門